

議案第17号 小松島市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

国民健康保険の財政運営責任主体が都道府県となる制度改正によって保険に要する費用が徳島県から交付されることとなることに伴い、国民健康保険財政調整基金の処分の要件を改正するもの。

小松島市国民健康保険財政調整基金条例(平成5年小松島市条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(処分) 第6条 基金は、 <u>保険の給付に要する費用に不足を生じた場合に限り</u> 、 <u>基金の全部又は一部を処分することができる</u> 。	(処分) 第6条 基金は、 <u>次の各号のいずれかに該当する</u> 場合に限り、 <u>これを処分することができる</u> 。 (1) <u>国民健康保険の保険給付費等の財源に充てるとき。</u> (2) <u>財政安定化基金拠出金又は財政安定化基金償還金の不足額に充てるとき。</u> (3) <u>その他市長が国民健康保険事業の財政運営上特に必要と認めるとき。</u>	改正 追加 追加 追加